

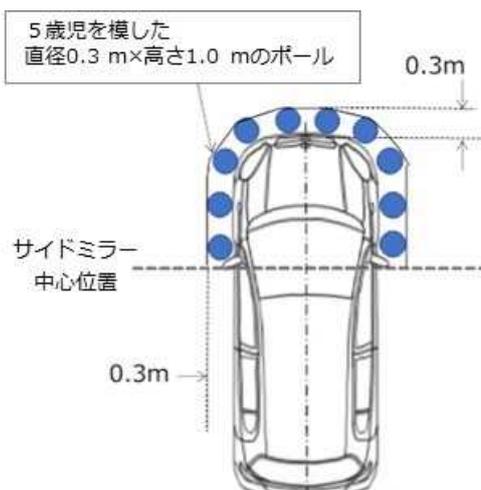
直前直左右確認装置について（UN-R166 関係）

● 適用範囲

- 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員9人以下のもの及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被けん引自動車を除く。）

● 改正概要

- 新たな国連協定規則として「直前直左右確認装置に係る協定規則（UNR-R166）」が、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において合意されたことを踏まえ、今般、同新国連協定規則を導入する国内基準の改正を行う。
- 運転者から死角となる車両の直前及び側面に近接する歩行者を確認できるように、鏡やカメラモニタ等の視認装置（既存国内基準適合装置でも可）又はソナー等の検知装置を備えることとする。^(※)



運転席から直接視によりポールが確認できない範囲について、

- ・ 鏡またはカメラモニタによる視認装置
- ・ ソナー等による検知システム

いずれかにより確認ができること。

- 改正時期（予定）： 令和5年6月上旬
- 適用時期（予定）： 同上

※いわゆるセダンタイプのような乗用車よりも車高の高い車両においては、車両の直前等の近傍の死角に幼児等がいることに気づかず発進してしまうといった悲惨な事故のリスクが高まることが懸念され、我が国は、こういった悲惨な事故を防止するため、歩行者等の交通弱者に対する車両安全対策の一つとして、「直前直左確認鏡」の基準を設けていたところ。

近年技術革新著しいカメラやソナーの先進検知技術の活用等を踏まえ、日本が主導し国際基準化した本新国連協定規則の導入により、駐車場等での発進時に運転者が車両周辺の幼児等の存在をより認識しやすくなることが期待される。

また、本国際基準の策定にあたっては、交通安全環境研究所 松井靖浩 主席研究員が国連 WP.29 の専門家会議の議長を務めた。

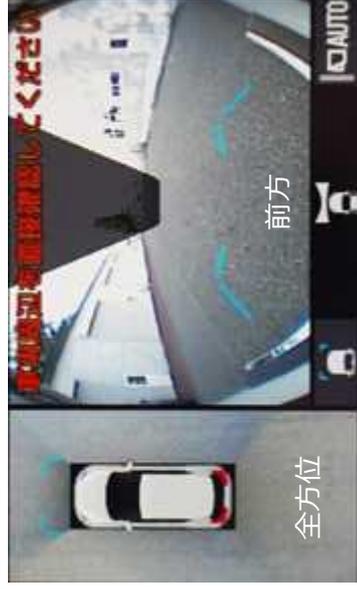
車両直前直左右確認装置の国際基準概要

概要・基準改正経緯

別紙1

- ✓ 直前直左右確認装置とは、自動車の発進時に歩行者等と接触する事故を防止するために、車両の近接する前方及び側方を確認する装置。
- ✓ 日本から国際基準化を提案し、日本が国連の専門家会議の議長を務めながら議論を主導。
- ✓ 令和4年11月に国連協定新規則として合意、今般、同規則を導入する国内基準の改正を行う。

装置のイメージ



カメラモニタによる
視認イメージ



確認用ミラー

対象車種

乗用車 小型トラック

装置の性能要件例

車両の直前及び側方の規定されたエリア内の障害物を直接視認できない場合、以下のいずれか又はそれらの組み合わせにより障害物を視認・検知できること。

- ・ カメラモニタ
- ・ 検知システム
(ソナー等)
- ・ ミラー

